

事業名	放課後児童健全育成事業	整理番号	2101-010
所管	健康福祉部 子育て支援課		

### ●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成13年度～	根拠法令・要綱等	児童福祉法、御殿場市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-1-1	施策名: 児童の放課後等の居場所づくり
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ	子ども・子育て支援事業計画		

### ●事業の内容

目的	放課後、保護者が就労等によりいない家庭等の小学生に対し、適切な生活の場を与えて児童の健全な育成を図る。
対象	放課後、保護者が就労等でいない小学校1年生から6年生までの児童
手段	すべての小学校区に放課後児童クラブを設置し、公設公営方式による運営を行う。
成果	保護者にとっては、子どもを安心して預けることができ、児童にとっては同年齢異年齢児童との交流が深まり、子育てしやすい環境が整備できる。

事業の背景・住民の意向の反映	保護者の要望により開設され、現在に至っている。年々就労する保護者が増え、放課後児童クラブの需要は増大している。また、平成24年の子ども子育て関連3法の成立に伴い、平成26年度に設備及び運営に関する基準を定める条例及び規則を制定、実施要綱の全部改正を行い、平成27年度から利用者を全学年に拡大し、保護者を子育て及び就労の両面から支援している。
----------------	--

見直し改善の経過	平成27年度から運営の均一化及び保護者役員の負担軽減のため、市が全体を統括し、市育成会が事業の運営を行うこととした。同時に支援員の資質向上のため、子育て支援員研修の受講を奨励している。また、近隣空き施設等を借用するなど、大規模クラブの解消に努めている。
----------	--

### ●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		10校区20放課後児童クラブの維持管理及び育成会に要する経費。放課後児童クラブを実施する民間保育所等への助成に要する経費。	10校区20放課後児童クラブの維持管理及び育成会に要する経費。放課後児童クラブを実施する民間保育所等への助成に要する経費。	10校区20放課後児童クラブの維持管理及び育成会に要する経費。放課後児童クラブを実施する民間保育所等への助成に要する経費。	
事業費		100,000	100,000	100,000	300,000
財源内訳	国補	25,000	25,000	25,000	75,000
	防衛				0
	県補	25,000	25,000	25,000	75,000
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
一般	50,000	50,000	50,000	150,000	
(投資)				0	

事業名	放課後子ども教室(放課後子どもプラン)推進事業	整理番号	2101-020
所管	教育部 社会教育課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成19年度～	根拠法令・要綱等	文部科学省と厚生労働省の放課後対策関連事業
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-1-1	施策名: 児童の放課後等の居場所づくり
	関連施策:	4-1-12	施策名: 青少年の健全育成
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援する。
対象	小学生
手段	教育委員会の主導で、放課後児童クラブと連携を図り、小学校や近隣の公共施設等で放課後や休日の子どもの安全で健やかな居場所を提供し、次世代を担う児童の健全育成を支援する。
成果	地域の方々の参画を得ての様々な体験や交流活動に加えて、学ぶ意欲のある全ての子どもたちに安全な居場所を提供することにより、次世代を担う児童の健全育成の支援ができる。

事業の背景・住民の意向の反映	希薄化する各家庭での絆やふれあいを高めることが必要とされる現在、地域社会の中で、子どもたちが心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、福祉部局所管の放課後児童クラブと連携し本事業を行うことで、全ての子どもたちが安全で自由に活動できる拠点(居場所)づくりが求められている。
----------------	---

見直し改善の経過	平成20年度に御殿場小で試行開始し、南、神山、富士岡、朝日、東、原里、玉穂各校区で実施している。継続を望む意見が多いが、場所と人材の確保が課題であるため、毎年度、それぞれ実施内容を見直すとともに、今後の在り方について検討を行っている。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	運営委員会の開催				
	放課後子ども教室開設				
事業費		3,000	3,000	3,000	9,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補	2,000	2,000	2,000	6,000
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	1,000	1,000	1,000	3,000
					0

事業名	公立保育園保育サービス評価事業	整理番号	2108-010
所管	健康福祉部 子ども育成課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成28年度～平成31年度	根拠法令・要綱等	子ども・子育て支援法
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-1-8	施策名: 保育サービスの充実
	関連施策:	4-1-1	施策名: 乳幼児期における教育の充実
個別計画での位置づけ	御殿場市子ども・子育て支援事業計画		

●事業の内容

目的	次世代を担う子供の健全な保育と、家庭や地域社会からの信頼に応えるため、保育園の事業や運営状況について第三者から評価を受け、常に点検及び改善をしていく。
対象	公立保育園 8園及び公立こども園 1園
手段	保育士や保護者以外の公正・公立な第三者機関が、客観的な立場から保育園の事業や運営状況について評価し、結果をまとめ公表する。
成果	保育サービス等の内容を客観的に評価、公表することにより、保育の質の向上に向けた取り組みや情報提供を行うことができる。

事業の背景・住民の意向の反映	ますます多様化、複雑化する家庭や地域からのニーズに応え、信頼ある保育を実施していくためには、客観的な評価を受け結果を分析しながら事業や運営の見直し、改善を図っていくことが必要である。
----------------	---

見直し改善の経過	実施に向けての検討や情報の収集を行っているが、厳しい財政状況下における事業の優先度から未実施となっている。引き続き情報の収集や調査研究を行い、平成29年度からの実施を予定している。
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		評価委員の選任、評価の実行、結果の取りまとめと分析、公表	評価委員の選任、評価の実行、結果の取りまとめと分析、公表	評価委員の選任、評価の実行、結果の取りまとめと分析、公表	
事業費		1,000	1,000	1,000	3,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	1,000	1,000	1,000	3,000
					0

事業名	原里第2保育園グラウンド等整備事業	整理番号	2109-010
所管	健康福祉部 子ども育成課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成28年度～平成30年度	根拠法令・要綱等	
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-1-9	施策名: 保育所・幼稚園機能の整備・充実
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	原里第2保育園グラウンドは調整池兼用のため勾配があり、また、降雨時にはグラウンドに雨水が溜まる。調整池を別に設置し、円滑な保育の実施のためにグラウンドを整備する。
対象	原里第2保育園
手段	調整池とグラウンドの整備等を行う。調整池を整備するとともに、グラウンド整備(勾配の解消)、プール、屋外トイレを整備する。
成果	調整池を整備し、グラウンドから調整池機能を外すことで、プール、屋外トイレ等が水没することがなくなる。また、グラウンドの勾配を解消し、併せて老朽化したプール、屋外トイレを整備することで円滑な保育の実施に必要な施設整備ができる。

事業の背景・住民の意向の反映	グラウンドは、調整池兼用のため勾配があり、降雨時、屋外トイレ等が水没することがある。
----------------	--

見直し改善の経過	
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

95,000

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	調整池整備工事		グラウンド・プール・屋外トイレ・遊具の整備		
事業費		45,000	40,000		85,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債	16,800	15,000		31,800
	財繰	22,500	20,000		42,500
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	5,700	5,000	0	10,700
	5,700	5,000		10,700	

事業名	保育園環境整備事業	整理番号	2109-020
所管	健康福祉部 子ども育成課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成29年度～	根拠法令・要綱等	
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-1-9	施策名: 保育所・幼稚園機能の整備・充実
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	保育園施設の不具合の改善を行い、より良い保育環境の整備を図る。
対象	公立保育園 8園及び公立認定こども園 1園
手段	老朽化した園舎の改修を行い、保育室にエアコンを設置する。
成果	快適な保育環境と安全性を確保することにより、安心・安全で、より質の高い保育を提供することが可能となる。

事業の背景・住民の意向の反映	公立保育園 8園のうち、6園は建築後25年以上が経過しており、老朽化が進んでいる。また、2歳以上の保育室にエアコンの設置がないため、夏場の猛暑の中、安全な保育の実施に苦慮している。
----------------	--

見直し改善の経過	
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		各園の2・3歳児室にエアコンを設置	各園の4歳児室にエアコンを設置	各園の5歳児室にエアコンを設置	
事業費		20,000	16,000	16,000	52,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰	10,000	8,000	8,000	26,000
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般	10,000	8,000	8,000	26,000
(投資)	10,000	8,000	8,000	26,000	

事業名	子ども医療費助成事業	整理番号	2110-010
所管	健康福祉部 子育て支援課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	昭和49年度～	根拠法令・要綱等	御殿場市子ども医療費助成規則
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-1-10	施策名: 育児期の経済的負担の軽減
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	子どもの医療費の負担軽減を図り、子どもの健やかな成長に寄与する。
対象	高校3年生相当年齢までの子どもの保護者
手段	子ども医療費受給資格者証を交付し、高校3年生相当年齢までの子どもの入院、通院に係る医療費の助成を行う。
成果	子育て家庭の経済的負担の軽減が図られるとともに、子どもの疾病の早期発見、早期治療につながる。

事業の背景・住民の意向の反映	昭和49年度から、子育て支援を推進するため、乳幼児医療費助成を実施している。近年の更なる少子化の進行に伴い、医療費助成の対象年齢の拡大の声が高まり、子育て支援として住民の期待に応えるべく逐次年齢を引き上げ、平成21年4月からは中学校3年生までを、平成24年4月からは高校3年生相当年齢までを助成対象とした。
----------------	---

見直し改善の経過	平成22年4月からは入院に要する経費を無料とし、平成24年4月からは助成対象を高校3年生相当年齢までに拡大した。
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		高校3年生相当年齢までの子どもへの医療費の助成(入院無料、通院一部自己負担)	高校3年生相当年齢までの子どもへの医療費の助成(入院無料、通院一部自己負担)	高校3年生相当年齢までの子どもへの医療費の助成(入院無料、通院一部自己負担)	
事業費		420,000	420,000	420,000	1,260,000
財 源 内 訳	国補				0
	防衛				0
	県補	90,000	90,000	90,000	270,000
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他	150,000	150,000	150,000	450,000
	一般(投資)	180,000	180,000	180,000	540,000
					0

事業名	私立幼稚園就園奨励事業	整理番号	2110-020
所管	健康福祉部 子ども育成課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	～	根拠法令・要綱等	御殿場市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-1-10	施策名: 育児期の経済的負担の軽減
	関連施策:	4-1-1	施策名: 乳幼児期における教育の充実
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、私立幼稚園授業料等の補助を行うこと。
対象	私立幼稚園に就園している御殿場市に住民登録のある児童の保護者
手段	私立幼稚園の授業料等を世帯の所得状況と子どもの人数に応じ補助する。
成果	子育ての経済的な負担の軽減が図られ、子どもが等しく質の高い幼児期の教育・保育を受けることができる。

事業の背景・住民の意向の反映	家庭の所得状況に応じて保護者の経済的な負担の軽減を図るとともに、公私立幼稚園間の保護者負担の格差是正を図るため、就園奨励事業として実施。
----------------	--

見直し改善の経過	
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	私立幼稚園授業料等の補助	私立幼稚園授業料等の補助	私立幼稚園授業料等の補助	私立幼稚園授業料等の補助	
事業費		43,000	43,000	43,000	129,000
財源内訳	国補	11,000	11,000	11,000	33,000
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	32,000	32,000	32,000	96,000
				0	

事業名	ファミリー・サポート・センター事業	整理番号	2111-010
所管	健康福祉部 子ども育成課 子ども家庭センター		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成10年度～	根拠法令・要綱等	ごてんば・おやまファミリー・サポート・センター事業実施要綱
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-1-11	施策名: 地域で支える子育ての充実
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ	子ども・子育て支援事業計画		

●事業の内容

目的	子育て世代の就労を支援するとともに、会員相互のネットワークを通して安心して子育てができる環境づくりを目的とする。
対象	御殿場市及び小山町在住の小学生までの児童を有する保護者
手段	活動範囲の拡大に伴い、センターの運営に関わるサブリーダーを増員し、事業の円滑な運営を図る。また、1時間当たりの報酬の支払いは会員相互で行っているが、静岡県 lowest賃金より低い単価であるため、最低賃金との差額を補助金として支払う。
成果	保護者が安心して、働きながら子育てができる。

事業の背景・住民の意向の反映	平成8年8月、県から設立の依頼があり、翌年5月、保育園の保護者利用希望調査を実施し、40%程度の利用希望者があった。平成10年から事業実施。市民要望は高いが近年は受託会員に限られてきた。
----------------	---

見直し改善の経過	平成26年度から会員の利便性を考慮し、事務局を子ども家庭センターに再び戻した。平成22年に受託会員の確保と住民サービスの向上を図るため、小山町と共同で事業を実施、平成25年度から24単位の養成講座を実施している。平成27年度から1時間当たりの報酬を100円下げ平日昼間を500円とした。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		委託会員の要望により、アドバイザーが受託会員を選定し、援助活動を実施。	委託会員の要望により、アドバイザーが受託会員を選定し、援助活動を実施。	委託会員の要望により、アドバイザーが受託会員を選定し、援助活動を実施。	
事業費		5,000	5,000	5,000	15,000
財源内訳	国補	1,450	1,450	1,450	4,350
	防衛				0
	県補	1,450	1,450	1,450	4,350
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山	330	330	330	990
	寄付				0
	その他				0
	一般	1,770	1,770	1,770	5,310
(投資)				0	

事業名	地域子育て支援センター事業	整理番号	2112-010
所管	健康福祉部 子ども育成課 子ども家庭センター		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成10年度～	根拠法令・要綱等	子ども・子育て支援法
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-1-12	施策名: 子育て支援センター機能の充実
	関連施策:	4-1-1	施策名: 乳幼児期における教育の充実
個別計画での位置づけ	子ども・子育て支援事業計画		

●事業の内容

目的	育児に対する不安や悩みを受け止め、育児中の親同士の仲間づくりを手伝いながら、子育ての楽しみを広げる。
対象	就学前の未就園児及びその保護者
手段	交流センター(子ども家庭センター)及び私立保育園8園に保育士を配置し、支援センターを開設。また、その他の公私立保育園においても、各種事業(講座等)を実施している。
成果	ニーズを踏まえた支援活動を行うことにより、育児中の不安や孤立を軽減し、あわせて、親子の気分転換を図ることで健全な育児の手助けになる事業とする。

事業の背景・住民の意向の反映	少子化、核家族化、女性の社会進出など、生活スタイルの変化により家庭教育機能が低下しつつある中で、地域における中核施設として、保育園の中に支援センター機能が必要になっている。
----------------	--

見直し改善の経過	保育園舎の改築等にあわせ、園内のスペースの拡充や機能の拡大に努めている。また、ニーズに合った事業の企画、実施に努めている。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		公立保育園・こども園9園、私立保育園・こども園9園、子ども家庭センターで開設 ・一般型9園(私立8園、子ども家庭センター) ・その他10か所	公立保育園・こども園9園、私立保育園・こども園9園、子ども家庭センターで開設 ・一般型9園(私立8園、子ども家庭センター) ・その他10か所	公立保育園・こども園9園、私立保育園・こども園9園、子ども家庭センターで開設 ・一般型9園(私立8園、子ども家庭センター) ・その他10か所	
	事業費	72,000	72,000	72,000	216,000
財源内訳	国補	22,850	22,850	22,850	68,550
	防衛				0
	県補	22,850	22,850	22,850	68,550
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他	10	10	10	30
	一般(投資)	26,290	26,290	26,290	78,870
				0	

事業名	小児医療等対策事業	整理番号	2201-010
所管	健康福祉部 救急医療課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成5年度 ~	根拠法令・要綱等	御殿場市医師会との協議書
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-2-1	施策名: 医療体制の整備・充実
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	小児医療の二次医療体制を確保する。
対象	小児医療機関
手段	小児医療体制維持のための経費を補助する。
成果	小児科医師や小児科専用ベッドの確保、小児医療相談等の対応が図られ、また、小児・産科医療等に対する二次救急医療体制が確保されている。

事業の背景・住民の意向の反映	小児科の入院施設のある医療機関は、市内では富士病院のみであり、小児医療対策の必要性が叫ばれている。また、全国的な医師不足や限られた医療資源の中で、広域における医療機関相互の連携を図り、受入態勢を確保していくことが必要である。
----------------	--

見直し改善の経過	これまでの事業(小児科医師や小児科専用ベッドの確保、小児医療相談等)と併せ、小児難病に係る医療体制の確保も図る。
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		小児科専用ベッドの確保、小児医療相談、小児・産科医療等に対する二次医療体制の確保	小児科専用ベッドの確保、小児医療相談、小児・産科医療等に対する二次医療体制の確保	小児科専用ベッドの確保、小児医療相談、小児・産科医療等に対する二次医療体制の確保	
事業費		12,000	12,000	12,000	36,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	12,000	12,000	12,000	36,000

事業名	公的病院等運営費補助事業	整理番号	2201-020
所管	健康福祉部 救急医療課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成27年度～	根拠法令・要綱等	特別交付税に関する省令
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-2-1	施策名: 医療体制の整備・充実
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	市内の救急医療や小児医療の専門病床を有している公的病院等の経営の安定を図り、地域の医療提供体制の確保に寄与する。
対象	市内の救急医療や小児医療の専門病床を有している公的病院等
手段	特別交付税(補助率100%)を財源とし、特別交付税に関する省令第3条第1項第3号イの表第67号に規定する算定方法において算定の対象となる医療(不採算医療等)の実施に要する経費を補助する。
成果	不採算医療等の機能を担う市内の公的病院等が安定的に運営されることにより、地域において必要な医療提供体制が確保される。

事業の背景・住民の意向の反映	平成20年度に創設された「公的病院等への助成に対する財政措置」における公的病院等に有隣厚生会が公益社団法人化することで対象となるため、本制度を活用し補助事業を行った。今後、同様に公益社団法人化する病院があれば、それらも対象となる。
----------------	---

見直し改善の経過	特別交付税に関する省令の改正に伴い、地元自治体負担の増額かつ事業内容の見直しによる事業費の一部減額が予想される。
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	公的病院等の運営費補助	公的病院等の運営費補助	公的病院等の運営費補助	公的病院等の運営費補助	
事業費		110,000	110,000	110,000	330,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	110,000	110,000	110,000	330,000
					0

事業名	第二次救急医療施設医療機器整備事業	整理番号	2202-010
所管	健康福祉部 救急医療課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成11年度～	根拠法令・要綱等	御殿場市医師会との協議
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-2-2	施策名: 救急医療体制の強化
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	病院群輪番制病院(二次救急医療施設)として、高度な診療を可能にしていくための一助とする。
対象	二次救急医療機関 5施設
手段	御殿場市医師会を通じて、医療機器を整備するための経費を助成する。
成果	二次救急医療機関 5施設の医療機器の充実を図ることにより、患者の肉体的、精神的負担が軽減され、救命率の向上につながる。

事業の背景・住民の意向の反映	医療機器をはじめ医療技術の進歩は著しく、市が指定する二次救急医療機関として、高度医療に対応するための医療機器等を整備していく必要がある。
----------------	--

見直し改善の経過	整備事業が三巡したことで一定の役割は果たせたのではないかという意見が多く聞かれることから、平成29年度での事業の見直しを検討している。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	医療機器整備事業費 (富士小山病院)				
	事業費	10,000			10,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山	1,800			1,800
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	8,200	0	0	8,200

事業名	第二次救急医療施設運営事業	整理番号	2202-020
所管	健康福祉部 救急医療課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	昭和54年度～	根拠法令・要綱等	御殿場市医師会との協定書
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-2-2	施策名: 救急医療体制の強化
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	夜間及び休日における二次・三次の救急医療業務に対する民間医療機関の協力を促進する。
対象	二次救急医療機関 5施設・三次救急医療機関 9施設
手段	御殿場市医師会を通じて、体制維持のための経費を補助する。
成果	一次救急医療施設である御殿場市救急医療センターから、専門的な検査や入院が必要な患者を、二次・三次医療機関へスムーズに転送することができる。

事業の背景・住民の意向の反映	市民病院など、救急医療や高度医療の中核となる医療機関がない現状では、周辺地域や広域による民間医療機関と連携し、救急医療体制の充実を図ることが必要不可欠である。
----------------	---

見直し改善の経過	医療機器整備事業の見直しを検討しており、運営費全般への補助の要望が多いことから補助額増加を計画している。
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		二次救急医療施設5施設 三次救急医療施設9施設の 救急業務に対する協力を促 進するための交付金	二次救急医療施設5施設 三次救急医療施設9施設の 救急業務に対する協力を促 進するための交付金	二次救急医療施設5施設 三次救急医療施設9施設の救 急業務に対する協力を促進 するための交付金	
事業費		44,000	54,000	54,000	152,000
財 源 内 訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山	7,921	9,721	9,721	27,363
	寄付				0
	その他				0
	一般	36,079	44,279	44,279	124,637
(投資)				0	

事業名	広域救急医療体制構築事業	整理番号	2202-030
所管	健康福祉部 救急医療課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成26年度～	根拠法令・要綱等	沼津市医師会との協定書
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-2-2	施策名: 救急医療体制の強化
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	救急隊から医療機関へ救急患者に関する情報を効率的に伝達するとともに、専門医の待機状況を含む、情報を相互に共有することにより、効果的な救急医療の実現に寄与することを目指す。
対象	御殿場市、沼津市、裾野市、清水町、長泉町、三島市、小山町の7市町
手段	駿東地区ドクターバンク設置による専門医の確保と広域救急医療情報システムの導入により、7市町間の救急隊と救急担当医療機関との情報共有化を図る。
成果	広域救急医療情報システム活用により、救急隊から救急担当医療機関への患者情報や専門医待機状況の把握などの効率的な伝達と情報の共有化により、円滑な救急搬送が行える。

事業の背景・住民の意向の反映	近隣市町と情報の共有化により、救急重篤患者を救える確率がより高くなることから、市民医療サービスの拡充となる。
----------------	--

見直し改善の経過	
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	広域救急医療体制構築事業 に対する負担金	広域救急医療体制構築事業 に対する負担金	広域救急医療体制構築事業 に対する負担金	広域救急医療体制構築事業 に対する負担金	
事業費	8,000	8,000	8,000	24,000	
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	8,000	8,000	8,000	24,000
				0	

事業名	看護学校運営費補助事業	整理番号	2204-010
所管	健康福祉部 救急医療課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成7年度～	根拠法令・要綱等	御殿場市御殿場看護学校運営費補助金交付要綱
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-2-4	施策名: 医療関連人材の育成・確保
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	看護学校の経営の安定や学習環境の整備を図り、市内の病院等の看護師の充実に寄与する。
対象	御殿場看護学校
手段	健全な運営のための経費を補助する。
成果	看護学校が健全に運営されることにより、看護師が充足され、安心な医療や保健事業を提供することができる。

事業の背景・住民の意向の反映	看護師の人材不足は深刻な問題であり、中小の医療機関にとっては特に厳しい状況の中で、看護学校が果たす役割は大きい。
----------------	--

見直し改善の経過	人件費の高騰等による経費の増加のため、平成29年度より補助額の増加を計画している。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	看護学校の運営費補助金を交付	看護学校の運営費補助金を交付	看護学校の運営費補助金を交付	看護学校の運営費補助金を交付	
事業費		35,000	35,000	35,000	105,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山	6,300	6,300	6,300	18,900
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	28,700	28,700	28,700	86,100

事業名	在宅医療・介護連携推進事業	整理番号	2206-030
所管	健康福祉部 介護福祉課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成27年度～	根拠法令・要綱等	御殿場市介護保険条例・介護保険法・地域医療・介護総合確保推進法
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-2-6	施策名: 在宅医療の促進
	関連施策:	2-6-2	施策名: 介護予防の推進と自立生活の支援
個別計画での位置づけ	御殿場市第7次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画		

●事業の内容

目的	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する。
対象	医療機関及び介護事業所等の関係者及び地域住民
手段	国が定めた以下8項目を関係機関と連携を図りつつ、順次実施していく。 (ア)地域の医療・介護の資源の把握 (イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 (ウ)切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 (エ)医療・介護関係者の情報共有の支援 (オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援 (カ)医療・介護関係者の研修 (キ)地域住民への普及啓発 (ク)在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携
成果	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対し、滞りないサービスの提供が図られる。

事業の背景・住民の意向の反映	機能回復のためのリハビリが必要または、慢性疾患によって長期療養が必要となるなど、要介護状態で医療ニーズが高い高齢者が増加している。このような高齢者への適切な在宅ケアを提供するために介護支援専門員に円滑に医療の情報が伝わらない。逆に入院時に介護支援専門員から医療機関に的確な情報が伝わらない等の問題がある。
----------------	--

見直し改善の経過	
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	在宅医療・介護連携推進に関する研究会に係る費用		地域医療支援病院に準ずる医療機関または医師会への委託料	地域医療支援病院に準ずる医療機関または医師会への委託料	
事業費		1,000	12,000	12,000	25,000
財源内訳	国補	390	4,485	4,485	9,360
	防衛				0
	県補	195	2,243	2,243	4,681
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他	220	2,529	2,529	5,278
	一般(投資)	195	2,743	2,743	5,681
					0

事業名	母子保健事業	整理番号	2401-010
所管	健康福祉部 健康推進課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	昭和40年度～	根拠法令・要綱等	母子保健法
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-4-1	施策名: 母子保健の充実
	関連施策:	2-1-6	施策名: 育児期の心理的負担の軽減・相談体制の強化
個別計画での位置づけ	御殿場市第4次健康増進計画		

●事業の内容

目的	発育の節目を捉えて、発育・発達状況を観察するなど、適切な保健指導を行い、妊娠期から子育て期に渡るまで切れ目のない支援を行うことで、乳幼児の健やかな発育・発達のための支援をする。
対象	妊産婦や保護者と乳幼児
手段	健康診査、教室、相談、訪問指導を実施する。
成果	健康診査の受診率の向上、未受信者のフォロー、教室・相談・訪問指導の充実が図られる。

事業の背景・住民の意向の反映	母子保健法に基づく事業として、妊娠中から就学前までの各種健康診査・教室・相談・訪問指導を実施している。また、子育て支援事業として、新生児訪問を拡大し4ヶ月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)を実施している。歯科保健対策として妊婦歯科健診を実施している。
----------------	--

見直し改善の経過	出生数はやや減少傾向だが、実施回数や内容の見直しを行い、子育て支援事業として新生児訪問を拡大し生後4か月までの全戸訪問(こんにちは赤ちゃん事業)を実施している。歯科保健充実のため、平成27年度から妊婦歯科健診を実施した。平成28年度より妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のため助産師を配置し、産前・産後サポート事業も実施する。
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		・母子健康手帳交付 ・妊婦・乳幼児健康診査 ・訪問指導・教室・相談・事後指導 ・妊婦歯科健診 ・母子保健相談支援事業 ・子育て包括支援センター事業	・母子健康手帳交付 ・妊婦・乳幼児健康診査 ・訪問指導・教室・相談・事後指導 ・妊婦歯科健診 ・母子保健相談支援事業 ・子育て包括支援センター事業	・母子健康手帳交付 ・妊婦・乳幼児健康診査 ・訪問指導・教室・相談・事後指導 ・妊婦歯科健診 ・母子保健相談支援事業 ・子育て包括支援センター事業	
	事業費	95,000	96,000	97,000	288,000
財源内訳	国補	2,000	2,000	2,250	6,250
	防衛				0
	県補	2,000	2,000	2,250	6,250
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	91,000	92,000	92,500	275,500

事業名	不妊治療医療費助成事業	整理番号	2401-020
所管	健康福祉部 健康推進課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成19年度～	根拠法令・要綱等	少子化社会対策基本法
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-4-1	施策名: 母子保健の充実
	関連施策:	2-1-7	施策名: 少子化対策の情報発信の強化
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	不妊治療にかかる経済的、精神的負担の軽減を図り、少子化対策を推進する。
対象	医療保険の適用にならない体外受精、顕微授精、人工授精などの不妊治療を受けている夫婦
手段	不妊治療費用の2分の1以内で、1年度につき20万円を限度として、同一夫婦5年度間まで助成する。一般不妊治療(人工授精)費用については、10分の7以内(上限63,000円)2年間まで助成する。
成果	不妊に悩む夫婦の問題解決がなされ、妊娠、出産につながることは、少子化対策推進の一助となるものである。

事業の背景・住民の意向の反映	不妊に悩む夫婦が増えている昨今、不妊治療の中には医療保険適用にならない高額な治療もあり、経済的、精神的負担も大きい。少子化対策の一つとして、さらに経済的負担の軽減を図るため、制度の充実が望まれている。平成26年度から一般不妊治療(人工授精)費を助成する市町への県補助金が創設された。
----------------	---

見直し改善の経過	制度のPRIに努め、利用者の拡大を図るとともに、高額な不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、平成22年度から助成額を1年度10万円から20万円に増額した。また、平成26年度途中から人工授精の治療費の10分の7に助成を拡充した。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		医療保険適用にならない不妊治療について助成	医療保険適用にならない不妊治療について助成	医療保険適用にならない不妊治療について助成	
事業費		21,000	22,000	23,000	66,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補	1,000	1,000	1,000	3,000
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	20,000	21,000	22,000	63,000
				0	

事業名	市民健康づくり事業(成人保健)	整理番号	2403-010
所管	健康福祉部 健康推進課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	昭和57年度～	根拠法令・要綱等	健康増進法
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-4-3	施策名: 成人保健の充実
	関連施策:	2-3-3	施策名: 健康に関する関係機関や地域との連携
個別計画での位置づけ	御殿場市第4次健康増進計画		

●事業の内容

目的	市民一人ひとりが社会参加しながら、生きがいを持って過ごせるよう、生活習慣病の予防や早世予防及び健康寿命の延伸を目標とし、明るく活力ある社会を築く。
対象	市民
手段	健康教育、健康相談、各種がん検診及びその他の検診(健診)、訪問指導等を実施する。
成果	がんを含めた生活習慣病の早期発見、早期治療により重症化予防に努めることで、早世予防や介護予防に努める。これが、ひいては医療費や介護予防費の削減に結びつくこととなる。また、健康についての知識を得ることで、市民自ら生活習慣改善の方法を考え実践することができる。

事業の背景・住民の意向の反映	静岡県は健康寿命が全国トップクラスである。しかし、県内の特定健診(平成20年度開始)の結果データからみると地域差がみられ、御殿場を含めた東部地区にいくつかの健康課題が提示されていることから、それを念頭に市民一人ひとりが自分にあった健康習慣を身につけられるよう、各事業に取り組む。
----------------	---

見直し改善の経過	子宮がん検診について、平成27年度から実施期間を通年実施とした。引き続き、平成28年度から乳がん検診についても通年実施とし、受診の機会を拡大した。また、地域の実態を知らせ、一人ひとり及び地域みんなが実践できる、健康習慣について考える機会とする出前型の健康教室を実施している。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		各種がん検診及び各種健康教育・健康相談、訪問指導等の健康増進事業	各種がん検診及び各種健康教育・健康相談、訪問指導等の健康増進事業、健康増進計画策定事業	各種がん検診及び各種健康教育・健康相談、訪問指導等の健康増進事業	
事業費		167,000	171,000	168,000	506,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補	5,000	5,000	5,000	15,000
	市債				0
	財繰				0
	負担	11,100	11,100	11,100	33,300
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般	150,900	154,900	151,900	457,700
(投資)				0	

事業名	感染症予防事業(予防接種事業・結核予防事業)	整理番号	2406-010
所管	健康福祉部 健康推進課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	昭和24年度～	根拠法令・要綱等	予防接種法
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-4-6	施策名: 感染症予防の推進
	関連施策:	2-4-2	施策名: 学校保健の充実
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	感染症(麻しん、風しん、日本脳炎、ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎)の罹患及び重症化を防止する。
対象	乳幼児～児童生徒
手段	A類疾病(麻しん、風しん、日本脳炎、ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、水痘、B型肝炎)の個別及び集団接種を実施する。 ※接種費用は全額公費負担
成果	感染症発生が抑制される。

事業の背景・住民の意向の反映	予防接種法に定められた13種の疾病に対し、予防接種を個別・集団で実施している。平成28年10月からB型肝炎予防接種が定期接種化される予定。しかし平成25年6月から、子宮頸がんワクチンについては積極的な接種勧奨は差し控えられたままである。今後、現在任意の予防接種であるおたふくかぜ、ロタウイルスが定期化される可能性がある。
----------------	--

見直し改善の経過	個別接種への移行、接種期間などを検討中である。B型肝炎予防接種の定期化にあたっては、円滑な実施のため、医師会や小山町と協議・調整を行った。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	感染症 13種	感染症 13種	感染症 13種		
事業費		244,000	244,000	256,000	744,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他	100,000	100,000	100,000	300,000
	一般(投資)	144,000	144,000	156,000	444,000
				0	

事業名	感染症予防事業(高齢者予防接種事業)	整理番号	2406-020
所管	健康福祉部 健康推進課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成22年度～	根拠法令・要綱等	予防接種法
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-4-6	施策名: 感染症予防の推進
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	高齢者にインフルエンザ予防接種を実施することにより、インフルエンザの罹患及び重症化の防止を図る。また、高齢者がかかりやすい肺炎球菌による肺炎の発病及び重症化を防止する。
対象	高齢者インフルエンザおよび高齢者肺炎球菌は65歳以上あるいは60歳以上65歳未満であって厚生労働省令で定めた心臓、腎臓、呼吸器等が障害1級相当である市民。なお、高齢者肺炎球菌は65歳以上の5歳刻みの年齢の方で未接種者のみ定期対象者に該当。(平成30年まで)
手段	高齢者インフルエンザ予防接種(個別接種) 自己負担 1,000円 高齢者肺炎球菌予防接種(個別接種) 自己負担 4,200円
成果	高齢者のインフルエンザと肺炎の発病及び重症化を防止する。

事業の背景・住民の意向の反映	インフルエンザの発病予防、重症化予防に効果を上げているため、市民からの要望が高い。また肺炎球菌性による肺炎は、成人肺炎の25～40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっている。
----------------	--

見直し改善の経過	高齢者インフルエンザ予防接種については、開始を10月初旬からとし、接種機会の拡大を図った。肺炎球菌予防接種については、平成26年度10月から65歳以上の一部が定期接種化されたため、その他の行政措置対象者への周知や予診表の交付方法等について効果的な見直しを行っている。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		インフルエンザ肺炎球菌ワクチン接種	インフルエンザ肺炎球菌ワクチン接種	インフルエンザ肺炎球菌ワクチン接種(定期65歳のみ+行政措置分)	
事業費		73,000	73,000	60,000	206,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担	23,000	23,000	10,987	56,987
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	50,000	50,000	49,013	149,013
					0

事業名	地域包括支援センター事業	整理番号	2601-010
所管	健康福祉部 介護福祉課		

### ●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成18年度～	根拠法令・要綱等	介護保険法第115条の46第1項
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-6-1	施策名: 地域包括ケアの推進
	関連施策:	2-6-6	施策名: 高齢者の権利擁護
個別計画での位置づけ	御殿場市第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画		

### ●事業の内容

目的	地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。
対象	高齢者及びその家族
手段	社会福祉法人等に委託し地域包括支援センターを設置する。 地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種が連携して、①介護予防ケアマネジメント業務②総合相談支援業務③権利擁護業務④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う。 平成28年度より包括支援センターの機能強化及び高齢者増加への対策として、市に基幹型包括を設置し、専門職3名のうち保健師は職員で対応し、主任ケアマネ・社会福祉士は、臨時職員で対応する。
成果	・心身の状況等に応じて、自らの選択に基づき、介護予防事業や各種福祉サービス等が包括的かつ効率的に提供される。 ・地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができる。

事業の背景・住民の意向の反映	・高齢者等の介護や福祉などの相談内容の多様化と、困難化、介護予防事業の重視。 ・センターの適切、公正かつ中立な運営の確保のため、医師、介護支援専門員、介護保険の被保険者、地域ケアに関する学識経験者などにより構成される運営協議会を設置している。
----------------	--

見直し改善の経過	平成18年度の介護保険法改正により、設置が義務付けられ、当初4法人10人体制でスタートしたが、高齢者数の増加に伴い、平成20年度からは、4法人13人体制で対応していた。また、御殿場地区の高齢者が7,000人を超えたことから、平成27年度は、御殿場地区においては、専門職を1名増員し対応している。高齢者相談内容の複雑化に伴い問題解決までが長期化するため、現体制では思うように訪問ができず、ひきこもり等の表に上がってこない深刻な案件についての対応ができていない。
----------	---

### ●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	4か所設置 基幹包括1か所設置検討		4か所設置(基幹包括)	4か所設置(基幹包括)	
事業費		84,000	84,000	84,000	252,000
財源内訳	国補	32,760	32,760	32,760	98,280
	防衛				0
	県補	16,380	16,380	16,380	49,140
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他	18,480	18,480	18,480	55,440
	一般(投資)	16,380	16,380	16,380	49,140
					0

事業名	高齢者健やか事業	整理番号	2602-010
所管	健康福祉部 介護福祉課		

### ●事業の種類と位置づけ

事業期間	昭和63年度～	根拠法令・要綱等	御殿場市高齢者健やか事業実施要綱
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-6-2	施策名: 介護予防の推進と自立生活の支援
	関連施策:	2-6-4	施策名: 社会参加の支援と生きがいがづくりの推進
個別計画での位置づけ	御殿場市第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画		

### ●事業の内容

目的	高齢者の社会参加を促進するとともに、健康の保持増進を図る。
対象	70歳以上の高齢者及び付添人1名
手段	敬老会時に健やか事業利用券を12枚を交付し、温泉入浴やマッサージ等の施術に加え、施設の利用や各種講座等の受講などに使用する。
成果	社会参加による閉じこもり防止や介護予防及び健康増進が図られる。

事業の背景・住民の意向の反映	高齢化が進み高齢者人口も増加し、これに伴い、医療費や介護費は増加してきている。このような状況の中で、介護予防の面からも高齢者自身の健康管理の必要性は高まってきている。そこで、高齢者が健康保持のための福祉サービスが享受できるように定めた。
----------------	--

見直し改善の経過	平成24年から「はり、灸、マッサージ治療助成券」と「温泉会館等利用無料券」を共通化するとともに、利用者の多様なニーズに応えるため、利用できる範囲を拡大した。また、対象年齢を70歳以上とした。
----------	---

### ●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		利用券1枚500円相当×12枚 交付対象者 15,000人	利用券1枚500円相当×12枚 交付対象者 15,500人	利用券1枚500円相当×12枚 交付対象者 15,550人	
事業費		46,000	50,000	53,000	149,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般	46,000	50,000	53,000	149,000
(投資)				0	

事業名	「食」の自立支援事業	整理番号	2602-020
所管	健康福祉部 介護福祉課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成6年度～	根拠法令・要綱等	御殿場市在宅の高齢者及び障害者食事サービス事業実施要綱
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-6-2	施策名: 介護予防の推進と自立生活の支援
	関連施策:	2-7-3	施策名: 障害福祉サービス等の充実
個別計画での位置づけ	御殿場市第7次高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画		

●事業の内容

目的	在宅のひとり暮らし高齢者等で調理が困難な方の食生活改善と在宅生活の安定化を図る。
対象	市内に在住し、在宅で調理が困難な①ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみで構成する世帯、②身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている者のうち、障害者のみで構成する世帯、③これらに準ずる世帯に属する者。
手段	週4回以内で委託業者による昼又は夕食の配達及び声かけ等による安否確認を行う。 利用者は、事業の実施に伴う原材料費及び調理の費用を負担する(市民税非課税世帯については、費用の2分の1以内を補助)。利用者負担:400円/食(非課税世帯250円/食)
成果	ひとり暮らし高齢者等の食生活が改善されるとともに、緊急事態の早期発見につながる。

事業の背景・住民の意向の反映	ひとり暮らしの高齢者等の増加とともに、在宅高齢者自身が身体機能低下等から調理が困難なことを理由とする欠食や偏食問題が顕著になり、配食要望が生まれた。
----------------	--

見直し改善の経過	平成20年10月1日から従来の1社に加え別法人と契約し、緊急時にサービスが停止しないよう2社体制とした。また、平成22年度から事務の簡素化のため、業者が徴収した利用者負担金を委託料と相殺することとし、市への納付を廃止した。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	市負担金	300円450円/食	300円450円/食	300円450円/食	
	年間13,000食		年間13,000食	年間13,000食	
事業費		5,000	5,000	5,000	15,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般	5,000	5,000	5,000	15,000
(投資)				0	

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業	整理番号	2602-030
所管	健康福祉部 介護福祉課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成29年度～	根拠法令・要綱等	御殿場市介護保険条例 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-6-2	施策名: 介護予防の推進と自立生活の支援
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ	第7次御殿場市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画		

●事業の内容

目的	介護保険制度の改正により地域支援事業に移行された訪問型及び通所型サービスについて基準や単価を定め、介護保険認定を受けている要支援者のニーズに応える。
対象	介護保険制度における、要支援認定者
手段	介護保険制度の改正により、介護予防給付のうち訪問介護、通所介護事業の一部が地域支援事業に移行することになったため、要支援者等の訪問型サービス、通所型サービスに関し、ニーズに応じたサービスの類型化及びそれに合わせた基準、単価等を定める。
成果	持続可能な社会保障制度が確立される。

事業の背景・住民の意向の反映	高齢化が進む中、介護保険給付費の増加が見込まれる。負担抑制の観点から、訪問介護、通所介護が市町村の地域支援事業として移行されることに伴い、ニーズに応じたサービス及びそれに応じた基準、単価設定をする必要がある。
----------------	--

見直し改善の経過	
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		・介護予防・生活支援サービス事業 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・一般介護予防事業	・介護予防・生活支援サービス事業 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・一般介護予防事業	・介護予防・生活支援サービス事業 ・介護予防ケアマネジメント事業 ・一般介護予防事業	
	事業費	139,000	144,000	148,000	431,000
財源内訳	国補	54,210	56,160	57,720	168,090
	防衛				0
	県補	27,105	28,080	28,860	84,045
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他	30,580	31,680	32,560	94,820
一般	27,105	28,080	28,860	84,045	
(投資)				0	

事業名	生活支援体制整備事業	整理番号	2602-040
所管	健康福祉部 介護福祉課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成27年度～	根拠法令・要綱等	介護保険法・御殿場市介護保険条例・地域支援事業実施要綱
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-6-2	施策名: 介護予防の推進と自立生活の支援
	関連施策:	2-6-4	施策名: 社会参加の支援と生きがいつくりの推進
個別計画での位置づけ	御殿場市第7次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画		

●事業の内容

目的	高齢者が、生きがいや役割を持ち、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、生活支援・介護予防サービス及び地域における支え合いの体制を充実・強化し、もって高齢者の社会参加の推進を一体的に図る。
対象	高齢者
手段	生活支援コーディネーターの配置及び生活支援協議体の設置（市町村区域である第1層及び中学校区域等である第2層）。
成果	生活支援の体制整備により、安心した生活を手に入れるとともに、生活支援の担い手となることで、社会参加による自分自身の介護予防につながる。

事業の背景・住民の意向の反映	ひとり暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯が増加する中、介護認定には至らないが日常生活において支援を必要とする高齢者が年々増加している。
----------------	---

見直し改善の経過	
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		生活支援コーディネーター配置及び生活支援協議体設置	生活支援コーディネーター配置及び生活支援協議体設置	生活支援コーディネーター配置及び生活支援協議体設置	
事業費		9,000	9,000	9,000	27,000
財源内訳	国補	3,510	3,510	3,510	10,530
	防衛				0
	県補	1,755	1,755	1,755	5,265
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他	1,980	1,980	1,980	5,940
	一般(投資)	1,755	1,755	1,755	5,265
					0

事業名	シルバー人材センター運営補助事業	整理番号	2604-010
所管	健康福祉部 介護福祉課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	昭和61年度～	根拠法令・要綱等	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第45条
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-6-4	施策名: 社会参加の支援と生きがいがづくりの推進
	関連施策:	4-4-2	施策名: 競技スポーツの振興
個別計画での位置づけ	御殿場市第7次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画		

●事業の内容

目的	高齢者等の豊かな経験や知識を生かし、新たな雇用・就業の確保と促進及び社会参加の機会の提供を図る。
対象	勤労意欲のある高齢者等
手段	(公社)シルバー人材センターの運営及び事業に対する助成を行う。
成果	高齢者等の就業機会の確保及び社会参加の機会の拡大が図られる。

事業の背景・住民の意向の反映	高齢化社会を迎え、常雇でないが知識や経験を生かした就業の場を求める高齢者が増加している。このような就業ニーズや社会参加の要望に対応するため、(公社)シルバー人材センターの事業推進が必要である。
----------------	--

見直し改善の経過	県補助金が平成23年度で廃止となり、運営費補助金を減額した。今後も更なる経費の節減や請負業務の拡大を図る必要がある。
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	運営費補助金		運営費補助金	運営費補助金	
事業費		11,000	11,000	11,000	33,000
財 源 内 訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般	11,000	11,000	11,000	33,000
(投資)				0	

事業名	認知症総合支援事業	整理番号	2605-010
所管	健康福祉部 介護福祉課		

### ●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成27年度～	根拠法令・要綱等	介護保険法及び地域支援事業実施要綱 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-6-5	施策名: 認知症高齢者の支援
	関連施策:	2-6-1	施策名: 地域包括ケアの推進
個別計画での位置づけ	御殿場市第7次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画		

### ●事業の内容

目的	認知症の早期段階からの適切な診断と対応及び本人や家族への支援を通して、地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立する。
対象	認知症の人及びその家族
手段	認知症の方がその家族を支援するため、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図る認知症地域支援推進員を市に配置する(平成27年度～平成29年度まで。平成30年度には認知症初期集中支援チームのメンバーの1人とする。)。徘徊等による行方不明者の、早期発見・保護のためのネットワークを構築する。(平成28年度～)認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を市に設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。認知症カフェ設立に向けた支援を行う。
成果	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会が実現する。

事業の背景・住民の意向の反映	超高齢化社会が進む中、認知症高齢者の対策は重要な課題となっている。
----------------	-----------------------------------

見直し改善の経過	
----------	--

### ●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	認知症地域支援推進員設置		認知症地域支援推進員設置	認知症地域支援推進員設置	
	徘徊高齢者対策等		徘徊高齢者対策等	徘徊高齢者対策等	
事業費		5,000	14,000	14,000	33,000
財源内訳	国補	1,950	5,460	5,460	12,870
	防衛				0
	県補	975	2,730	2,730	6,435
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他	1,100	3,080	3,080	7,260
	一般	975	2,730	2,730	6,435
(投資)				0	

事業名	障害者民間福祉施設運営費等補助事業	整理番号	2703-010
所管	健康福祉部 社会福祉課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	昭和59年度～	根拠法令・要綱等	御殿場市民間社会福祉施設補助金交付要綱
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-7-3	施策名: 障害福祉サービス等の充実
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ	御殿場市障害者計画		

●事業の内容

目的	就労訓練や就労移行指導の場としての就労支援事業所(旧小規模作業所等)や生活訓練施設及び共同生活施設等の充実により、障害者の自立を推進していく。
対象	障害者民間福祉施設(ステップ・ワン、むつみ作業所、のぞみ作業所他)及び施設利用者
手段	福祉施設運営費、施設整備に要する経費への補助を行う。
成果	障害者が安心して生活訓練、交流活動及び就労訓練等を行うことで、自立した在宅生活を継続することができる。

事業の背景・住民の意向の反映	就労機会の少ない障害者及び保護者から、就労支援事業所(旧小規模作業所等)の充実と存続について要望が出ている。このため、小規模の就労支援事業所等の運営を支援し、事業の充実を図ることにより、障害のある人の在宅生活における社会参加を推進することが望まれている。
----------------	---

見直し改善の経過	利用者送迎サービスが、平成24年度から介護給付費の加算対象となったため、通所サービス利用促進事業の補助金を廃止した。
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		福祉施設運営費補助12施設	福祉施設運営費補助12施設	福祉施設運営費補助12施設	
事業費		5,000	5,000	5,000	15,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰	1,500	1,500	1,500	4,500
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	3,500	3,500	3,500	10,500
					0

事業名	地域生活支援事業	整理番号	2703-020
所管	健康福祉部 社会福祉課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成18年度～	根拠法令・要綱等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-7-3	施策名: 障害福祉サービス等の充実
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ	御殿場市障害者計画		

●事業の内容

目的	障害者(児)がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉環境の整備を図る。
対象	障害者(児)
手段	障害者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、移動を支援し、活動等の機会の提供を行う。
成果	障害者総合支援法に規定する、個別給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)と組み合わせ、効果的に実施でき、障害者の自立した生活に寄与する。

事業の背景・住民の意向の反映	障害者総合支援法の施行により、相談支援事業やコミュニケーション支援事業など、地域の実情に応じて柔軟に実施した方が効率的、効果的な事業が地域生活支援事業として位置付けられた。
----------------	--

見直し改善の経過	相談支援事業は駿東田方圏域の10市町の共同事業として実施していたが、平成23年度から利用実態に合わせて、各市町が社会福祉法人と個別に委託契約を結び実施することになった。平成25年度には自動車改造助成要綱を制定した。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援事業、その他の事業	相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援事業、その他の事業	相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援事業、その他の事業	
事業費		93,000	93,000	93,000	279,000
財源内訳	国補	33,759	33,759	33,759	101,277
	防衛				0
	県補	16,926	16,926	16,926	50,778
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	42,315	42,315	42,315	126,945
					0

事業名	タクシー券助成事業	整理番号	2703-030
所管	健康福祉部 社会福祉課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成19年度～	根拠法令・要綱等	御殿場市重度障害者タクシー利用助成事業実施要項
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-7-3	施策名: 障害福祉サービス等の充実
	関連施策:	2-7-4	施策名: 障害のある人の社会参加・活動の支援
個別計画での位置づけ	御殿場市障害者計画		

●事業の内容

目的	在宅の重度心身障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉環境の整備を図る。
対象	在宅の重度心身障害者(身体1級・2級、療育A、精神1級・2級) ※自動車税減免者を除く
手段	対象者に対し、タクシー利用料金の一部(初乗り料金)を年間24回分助成する。
成果	タクシーの利用が容易になることから、障害者の自立した日常生活や社会参加を促進することができる。

事業の背景・住民の意向の反映	在宅の重度心身障害者からの要望があり、タクシー利用料金の一部(初乗り料金)を助成することにより、日常生活における社会参加を援助し、在宅福祉の増進を図る。
----------------	--

見直し改善の経過	平成26年4月からタクシー事業所 2社、介護タクシー事業所 1社を追加し、利用者の利便を図った。
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		タクシー利用券 (利用料金690円×24枚) 対象延人数 290人	タクシー利用券 (利用料金690円×24枚) 対象延人数 305人	タクシー利用券 (利用料金690円×24枚) 対象延人数 320人	
事業費		2,000	2,000	2,000	6,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	2,000	2,000	2,000	6,000

事業名	御殿場市障害者計画、御殿場市障害福祉計画策定事業	整理番号	2703-040
所管	健康福祉部 社会福祉課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成28年度～平成29年度	根拠法令・要綱等	障害者基本法、障害者総合支援法
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-7-3	施策名: 障害福祉サービス等の充実
	関連施策:	2-7-1	施策名: 障害のある人に対する正しい理解の啓発
個別計画での位置づけ			

●事業の内容

目的	障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、第5次御殿場市障害者計画(平成30年度～平成34年度)を策定し、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める計画とする。また、時期が重なる第5期御殿場市障害福祉計画(障害福祉サービス等の確保に関する計画)も併せて策定する。
対象	障害のある人をはじめとする全市民
手段	同年度に策定する御殿場市障害福祉計画との調整を図りながら、事業所等の実態や障害者の状況把握と計画原案の策定を委託する。
成果	障害者福祉サービスの利用実態及びアンケート調査により市民要望に即した計画策定を行い、「共に生きる福祉のまちづくり」の実現に向けた施策体系が構築される。

事業の背景・住民の意向の反映	「障害者総合支援法」の施行により、給付制度による障害福祉サービスと、地域生活支援事業による地域や利用者の実情に即した支援に分かれたことから、より細かな調査と分析が必要となっている。
----------------	--

見直し改善の経過	
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

4,000

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容	障害者計画策定 (サービス提供事業所の及び障害者等の現況調査(アンケート形式)、現障害者計画の見直し作業)				
	事業費	4,000			4,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	4,000	0	0	4,000

事業名	障害者雇用促進対策事業	整理番号	2704-010
所管	健康福祉部 社会福祉課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成22年度～	根拠法令・要綱等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、障害者雇用促進法
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-7-4	施策名: 障害のある人の社会参加・活動の支援
	関連施策:		施策名:
個別計画での位置づけ	御殿場市障害者計画		

●事業の内容

目的	障害のある人が障害のない人と同様に、その能力と適性に応じた雇用の場につくこと、また継続した雇用環境が整った社会生活をする事。
対象	障害者を雇用する事業所及び障害者
手段	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に関連して創設された障害者雇用各種支援制度のうち、規模的に除外される市内の小規模の事業所において、継続的雇用を支援するための助成をする。
成果	事業規模の小さい事業主の経済的負担を支援することで、雇用している障害者の継続的就労を確保できるとともに、市内に多い小規模事業所における障害者の雇用機会の拡大につながる。

事業の背景・住民の意向の反映	障害者自立支援法が平成18年に施行され、就労支援等の強化により障害者の社会生活への移行がより明確に示された。しかしながら、近年の金融危機において企業の運営情勢は厳しく、雇用支援制度のある「障害者雇用促進法」の下でも障害者の雇用機会は大変厳しい状況である。
----------------	---

見直し改善の経過	
----------	--

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		障害者の雇用の安定と促進を図るための、雇い主への賃金助成	障害者の雇用の安定と促進を図るための、雇い主への賃金助成	障害者の雇用の安定と促進を図るための、雇い主への賃金助成	
事業費		1,000	1,000	1,000	3,000
財源内訳	国補				0
	防衛				0
	県補				0
	市債				0
	財繰				0
	負担				0
	小山				0
	寄付				0
	その他				0
	一般(投資)	1,000	1,000	1,000	3,000
					0

事業名	国保・後期高齢者保健事業	整理番号	2801-010
所管	市民部 国保年金課		

●事業の種類と位置づけ

事業期間	平成20年度～	根拠法令・要綱等	高齢者の医療の確保に関する法律
基本計画における位置づけ	施策番号:	2-8-1	施策名: 国民健康保険制度の周知と医療費の適正化
	関連施策:	2-8-2	施策名: 後期高齢者医療制度の周知と保健事業の推進
個別計画での位置づけ	第二期 御殿場市特定健康診査等実施計画（平成25年度から平成29年度）		

●事業の内容

目的	国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者の健康寿命の延伸のため。
対象	国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療被保険者
手段	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診や保健指導、脳ドック受診等に対する助成、電話健康相談等各種保健事業を実施する。
成果	メタボリックシンドロームの該当者や予備群を減らすことにより、生活習慣病の予防及び重症化を防止し、医療費の適正化を図る。また、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防を支援することで、被保険者のQOL(生活の質)の向上をもたらす。

事業の背景・住民の意向の反映	医療費支出の増加が進む中、高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年度から医療保険者は40歳から74歳までの被保険者を対象とした、メタボリックシンドロームに着目した特定健診や特定保健指導の実施が義務づけられた。また、75歳以上の後期高齢者の健診についても、特定健診に準じる形で静岡県後期高齢者医療広域連合が市町に委託して実施することとなった。
----------------	--

見直し改善の経過	平成28年度は平成27年度に引き続き特定健診受診案内に食育推進キャラクター“ごてんばこめこ”のイラストを掲載し、受診を啓発した。また、平成27年度から後期高齢者の脳ドック受診時の自己負担を6,000円から2,200円に減額し、高齢者の経済的負担の軽減を図り、平成28年度には市内受け入れ先診療機関が1箇所増となり、受診機会の向上を図った。
----------	---

●事業計画

(単位:千円)

総事業費

		平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
事業内容		特定健診・特定保健指導、電話健康相談、国保脳ドック、国保保健指導事業、後期高齢者健診、後期高齢者脳ドック、後期高齢者健康教育事業、後期高齢者健診未受診者勧奨事業、国保保健事業計画策定	特定健診・特定保健指導、電話健康相談、国保脳ドック、国保保健指導事業、後期高齢者健診、後期高齢者脳ドック、後期高齢者健康教育事業、後期高齢者健診未受診者勧奨事業	特定健診・特定保健指導、電話健康相談、国保脳ドック、国保保健指導事業、後期高齢者健診、後期高齢者脳ドック、後期高齢者健康教育事業、後期高齢者健診未受診者勧奨事業	
事業費		181,000	180,000	186,000	547,000
財源内訳	国補	18,000	18,000	18,000	54,000
	防衛				0
	県補	12,000	12,000	12,000	36,000
	市債				0
	財繰				0
	負担	6,000	6,000	6,000	18,000
	小山				0
	寄付				0
	その他	87,000	87,000	91,000	265,000
	一般	58,000	57,000	59,000	174,000
(投資)				0	